

論文の内容の要旨

論文題目：核セキュリティ強化のための国際的な動向と取組—法的側面を中心として—
氏名：金子 智雄

本研究は、最近の核セキュリティ強化のための国際的な動向と取組に関し、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（G I）」の発足と展開を中心に国際的核テロリズム対策の現状と国際社会に連動した日本の取組を分析・考察するとともに、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約）」の発効と日本の取組を分析・考察し、この条約を実施するために、原子炉等規制法や放射線障害防止法ではなく、「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（放射線発散処罰法）」の新規立法が必要とされたのかについての分析・考察を加え、日本の原子力規制法体系に与えた影響などについて述べ、核セキュリティ対策の国際的議論において留意すべき点などについて、今後の課題を中心として、提言・留意事項を示すものである。

論文の全体構成は、次のとおりである。

まず、第 I 章において、「本研究の意義及び目標」が述べられている。

第 II 章において、「核セキュリティを巡る国際的な動向」として、9.11 テロを契機とした国際的な動向、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（G I）、安保理決議 1540 などについて触れ、また、「核セキュリティ対策に関連する主な条約等の内容と IAEA の役割」として、核物質防護条約、放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範、核テロ防止条約、IAEA の役割などに関し、それぞれの特徴などが述べられている。さらに、IAEA と協調した日本の取組として、「アジア諸国における核セキュリティ強化のための国際会議」が概観されている。

第 III 章において、第 II 章で述べた核セキュリティを巡る国際的な動向のうち、最近の主な核セキュリティ関連の国際的な取組であり、重要と考えられる「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（G I）」及び「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約）」についての詳細な分析・考察が行われている。核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（G I）については、発足に至る経緯、G I 発表時の米露両首脳による共同声明の内容と留意点、G I の発足と展開、米露が G I を推進した理由、G I と日本の取組、今後の課題など、また、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約）については、核テロ防止条約の採択と概要、締結の意義、締約国が負う義務と日本の対応における特色、新たな立法措置（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律）が必要となった背景など、に対する分析・考察が加えられている。

第 IV 章で、提言・留意事項として、①日本の経験を活かした防護の具体的基準の策定、②「強固な」対応部隊のあり方、③放射性物質全般に着目した規制体系の可能性検討、及

び④IAEA 憲章に規定されていない「核分裂性物質」の扱いについての私見が述べられ、第V章で結語が述べられている。

本研究を通じ、日本がこれからも原子力の平和的利用を推進し、原子力エネルギーの恩恵を最大限に享受するためには、IAEA 保障措置（核不拡散）、原子力安全に加え、核セキュリティという分野においても最新の国際的動向を適切に把握し、かつリードしていくことが重要であり、IAEA の関連ガイドライン、関連条約等の内容、国際情勢なども理解し、前述した提言・留意事項などにも留意しつつ、国際的議論を専門的・技術的にもリードできるような人材育成が今後一層重要となることが述べられている。